

令和 8年 8月27日

筑紫保健福祉環境事務所長 殿

(主たる事務所の所在地)

福岡県春日市須玖南 3-88

(医療法人名)

医療法人 瀧本眼科クリニック

(理事長名) 瀧 本 峰 洋

決 算 届

令和 7年 6月 1日から令和 8年 5月31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書



A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

7. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 医療法第51条第2項の医療法人の場合、次の書類を添付すること。

8. 純資産変動計算書

9. キャッシュ・フロー計算書

10. 附属明細表

11. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

(注) ア. 「貸借対照表」及び「損益計算書」は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

イ. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

ウ. 「貸借対照表」の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。

エ. 「関係事業者との取引の状況に関する報告書」は、該当がない場合は「該当なし」と記載することとし、提出を省略しないこと。

オ. 医療法第51条第2項の医療法人の定義

① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人

② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10億円以上社会医療法人

③ 社会医療法人債発行人である社会医療法人

※ ①・②の基準となっている金額は、県知事に届け出た貸借対照表又は損益計算書によって判断することで足りる。

〔別 紙〕
様式1

事業報告書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 瀧本眼科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 福岡県 春日市須玖南3-88

(3) 設立認可年月日 令和 2 年 10 月 27 日

(4) 設立登記年月日 令和 2 年 11 月 20 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	瀧本 峰洋	
理 事	瀧本 恵	
同	瀧本 伸枝	
監 事	井上 望	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名所	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	瀧本眼科クリニック	4011619519	福岡県春日市須玖南3-88	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

なし

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 7 月 25 日 令和6年度決算の決定

令和 8 年 5 月 25 日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律, 通知等において指定された内容

なし

(7) その他

なし

様式 2

法人名 医療法人 瀧本眼科クリニック
所在地 福岡県 春日市須玖南3-88

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8 年 5 月 31 日現在)

1. 資	産	額	291,395 千円
2. 負	債	額	178,528 千円
3. 純	資 産	額	112,867 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	235,201
B 固 定 資 産	56,194
C 資 産 合 計 (A + B)	291,395
D 負 債 合 計	178,528
E 純 資 産 (C - D)	112,867

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 瀧本眼科クリニック
所在地 福岡県 春日市須玖南3-88

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	235,201	I 流 動 負 債	29,318
II 固 定 資 産	56,194	II 固 定 負 債	149,210
1 有 形 固 定 資 産	31,024	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	178,528
3 そ の 他 の 資 産	25,170	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	20,000
		II 積 立 金	92,867
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	112,867
資 産 合 計	291,395	負 債 ・ 純 資 産 合 計	291,395

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 瀧本眼科クリニック
所在地 福岡県 春日市須玖南3-88

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	239,693
2 事業費用	229,095
本来業務事業利益	10,598
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,598
II 事業外収益	3,569
III 事業外費用	863
経常利益	13,304
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,304
法人税等	2,948
当期純利益	10,356

(注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 瀧本眼科クリニック
所在地 福岡県春日市須玖南3-88

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 瀧本眼科クリニック
理事長 瀧本 峰洋 殿

私は、医療法人 瀧本眼科クリニックの令和 7 会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 25 日
医療法人 瀧本眼科クリニック
監事 井上 望